

地区計画取り扱い

地区計画区域内における壁面後退の取り扱いについて
(「外壁等」とみなす部分)

以下に掲げる部分は、「外壁等」として扱い、壁面の位置の制限対象とします。
(床面積に算入されない庇は、壁面の位置の制限の対象外とします。)

- ①床面積に算入される出窓
- ②吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダの手すり・腰壁等で、透過性のない[※]部分の高さが50センチメートルを超えるもの
- ③目隠し壁(建築物と一体のもの)、ルーバー、パラペット、フラットルーフ等で、透過性のない[※]部分の高さが50センチメートルを超えるもの。ただし、一戸建ての住宅の玄関ポーチ上部に設けられるフラットルーフは、庇と同様に制限対象外とします。
- ④地階に設ける付属建築物(車庫・物置等)で、地盤面からの高さが50センチメートルを超えるもの

※ 「透過性のない」とは、透視可能でかつ通風可能な部分が、その面の見付面積の3/4未満(75%未満)であることをいいます。

○壁面後退距離の参考例(T:透過性のない部分の高さ)

- ・ $T \leq 50\text{cm}$ のとき : a
- ・ $T > 50\text{cm}$ のとき : b

